

総務常任委員会報告書

議 長	事務局長	次 長	書 記
			

会 議 日 時	令和2年3月12日（木） 午前9時30分 ～ 午後4時			
会 議 場 所	○議員控室 ☒ 委員会室 ○議会図書室 ○その他（ ）			
出 席 者 数	委員6名のうち出席者6名			
出 席 委 員	委 員 長	古谷 幹夫	委 員	田邊 哲夫
	副委員長	水間 淳一	委 員	吉村 アツ子
	委 員	堀本 伸一	委 員	下元 昇
出 席 者				
事 務 局				
傍 聴 者				
付 議 事 件	1. 請願審査			
	請願第1－3号 オリックス株式会社による大藤風力発電計画の不許可及び町有地を提供しないよう求める陳情書			
	請願第1－4号 ヤイロチョウのさえずる町づくり条例の制定を求める請願書			
	2. その他			
審 査 ・ 調 査	1. 請願審査			
	◆請願第1－3号【審査経過】			
	継続審査となっており、これまでの視察、審議経過を踏まえ、取り扱いについて			
	協議する。（昨年6月に開催されたオリックスの説明会での資料、住民から提供さ			
	れた低周波に関するネット情報、環境基本計画P82、関連する新聞記事のコピーな			
	どを参考資料として配布）			
	【委員の意見】			
	○町と議会が主導するオリックス社の説明会を実施に移す必要がある。			
	○結論を出すのは住民への説明会（窪川、大正、十和地区）の実施後になる。			
	○町へのメリット、デメリットを整理することも必要。			
	○低周波の問題は判断が難しい。国なりの定めた基準に依存するしかない。			
	○本町が反対しても四万十市側への設置には対処の方法がない。			
	○四万十川への工事に伴う汚濁などの影響が重要な判断基準となるのではないか。			
	○町への償却資産による固定資産税及び土地賃借料の試算も参考にする必要あり。			
	○設置された場合には風評被害による移住者への影響も想定される。			
	以上のような意見を中心に議論。取り扱いについては全員一致で継続審査というこ			
	とで意見集約する。			

◆請願第1－4号【審査経過】			
令和元年12月6日紹介議員による請願書の趣旨を中心に説明を受けた後審査。			
条例制定の請願であり、慎重に審査する必要から継続審査とする。			
令和2年2月26日共同提出者である公益社団法人生態系トラスト協会会長、四万十町観光協会会長、四万十大正まちづくり株式会社代表取締役、NPO法人朝霧森林クラブ会長4名による意見陳述を求め、提供された補足意見等の資料の説明を受けてから協議し、継続審査とする。以上の経過を振り返った上で3月12日に改めて審査を行う。			
【委員の意見】			
○ヤイロチョウの保護条例でなく、ヤイロチョウを活かした町の活性化につながる条例制定の請願であり、採択すべきものと判断する。			
○山林事業等の産業振興に制約をかけることのない条例として制定する必要がある。			
○条例の中身については、請願書の趣旨をふまえ、町担当部署とも連携を取り条例制定審議会等を組織した上で取り組む必要がある。			
○まちづくり基本条例と整合性のある条例として制定することが必要である。			
○特定の団体、地域に限定することなく、四万十町全体の活性化につながる視点での条例制定が必要である。			
○条例の名称については公募等も含め、町民の関心を喚起する条例制定が望まれる。			
○町当局にも同じ内容の陳情書が提出されており、連携した取組が必要だ。			
以上のような主だった意見に基づき、ヤイロチョウの保護を目的とする条例ではなく、町の鳥であるヤイロチョウを活かし、自然体験型観光振興にも資するとともに、町の活性化に向け、町民の関心を一層喚起する条例となるよう、町民・議会・行政が一致協力のもと制定に向け取り組むことを総務常任委員会の総意として付議し、本請願は全員一致で採択とする。			
2. その他			
3月13日（金）予算の所管勉強会の日程について調整をする。			
反 対 意 見			
報 告 日	令和2年3月12日（木）	委 員 長 署 名	古谷 幹夫 